

るものとする。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI 撮影) (一連につき)

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 8 (略)

9 MRI 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMRI 撮影を行った場合は、全身MRI 撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 (略)

第 4 節・第 5 節 (略)

第 5 部 投薬

通則

1 ~ 5 (略)

第 1 節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 11 点

ロ 外用薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 8 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合 (1 日につき) 7 点

E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI 撮影) (一連につき)

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 8 (略)

(新設)

E 2 0 3 (略)

第 4 節・第 5 節 (略)

第 5 部 投薬

通則

1 ~ 5 (略)

第 1 節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 9 点

ロ 外用薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 6 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合 (1 日につき) 7 点

注 (略)
第2節～第4節 (略)
第5節 処方箋料

区分

F 4 0 0 処方箋料

1～3 (略)

注1～6 (略)

7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1 7点

ロ 一般名処方加算2 5点

8 (略)

第6節 調剤技術基本料

区分

F 5 0 0 調剤技術基本料

1 (略)

2 その他の患者に投薬を行った場合 14点

注1～4 (略)

第6部 注射

通則

1～5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 3-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の

注 (略)
第2節～第4節 (略)
第5節 処方箋料

区分

F 4 0 0 処方箋料

1～3 (略)

注1～6 (略)

7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1 6点

ロ 一般名処方加算2 4点

8 (略)

第6節 調剤技術基本料

区分

F 5 0 0 調剤技術基本料

1 (略)

2 その他の患者に投薬を行った場合 8点

注1～4 (略)

第6部 注射

通則

1～5 (略)

6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 3-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の